

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

改 正 案 現 行

(品目の例外表示)

第十一条の五 令第八条の三第四項に規定する財務省令で定める酒類は、次の表の上欄に掲げる品目の酒類とし、同項に規定する財務省令で定める呼称は、当該酒類のうち、同表の当該中欄に掲げるものにつき、同表の当該下欄に定める呼称とする。

|    |    |         |        |                                                                          |     |       |
|----|----|---------|--------|--------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 上欄 | 清酒 | 連続式蒸留焼酎 | 単式蒸留焼酎 |                                                                          | みりん | 甘味果実酒 |
| 中欄 | 省略 | 省略      | 省略     | 法第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準によつて国税庁長官が地理的表示として指定した本格焼酎の表示を使用することができるもの | 省略  | 省略    |
| 下欄 | 省略 | 省略      | 省略     | 省略                                                                       | 省略  | 省略    |

(品目の例外表示)

第十一条の五 同上

|    |    |    |    |                       |    |    |
|----|----|----|----|-----------------------|----|----|
| 上欄 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上                    | 同上 | 同上 |
| 中欄 | 同上 | 同上 | 同上 | 酒税法第三条第十号イからホまでに掲げるもの | 同上 | 同上 |
| 下欄 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上                    | 同上 | 同上 |

|          |     |  |     |  |     |
|----------|-----|--|-----|--|-----|
| ウイスキー    | 省 略 |  | 省 略 |  | 省 略 |
| ブランデー    | 省 略 |  | 省 略 |  | 省 略 |
| 原料用アルコール | 省 略 |  | 省 略 |  | 省 略 |
| リキュール    | 省 略 |  | 省 略 |  | 省 略 |
| その他の醸造酒  | 省 略 |  | 省 略 |  | 省 略 |

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（品目の例外表示に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（次項において「施行令」という。）第八条の三第四項の規定により、改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第十一条の五の表単式蒸留焼酎の項の中欄酒税法第三条第十号イからホまでに掲げるものの項の下欄に定める呼称（次項において「旧呼称」という。）を表示している単式蒸留焼酎（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における酒類製造業者（酒税法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造を業とする者及び同法第二十八条第六項又は第二十八条の三第四項の規定により酒類製造者とみなされた者をいう。以下この項において同じ。）がその製造場（同法第二十八条第六項又は第二十八条の三第四項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 同 上 | 同 上 |     | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |

この項において同じ。）から移出し、又は酒類販売業者（同法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者をいう。以下この項において同じ。）が保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この項において同じ。）から引き取り、若しくは詰め替えて販売場から搬出する単式蒸留焼酎（前項の規定が適用されるものを除き、この省令の施行の日前において酒類（酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。）の容器又は包装（施行令第八条の三第三項に規定する包装をいう。）に旧呼称を表示して酒類製造業者がその製造場から移出し、又は酒類販売業者が保税地域から引き取り、若しくは詰め替えて販売場から搬出した単式蒸留焼酎と同一の商標を表示するものに限る。）の旧呼称の表示については、なお従前の例による。

---